

京都市告示第 250 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、水路等（同条例第 2 条第 2 号に規定する農業用水路等に限り、）を次のように変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 6 日

京都市長 門川 大作

(変更する水路等 (農業用水路等))

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	横大路水0027号	旧	伏見区横大路柿ノ本町25番地地先	伏見区横大路柿ノ本町33番地地先
		新	伏見区横大路柿ノ本町26番地地先	伏見区横大路柿ノ本町33番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)